

計画作成年度	令和8年度
計画主体	羅臼町

第7期 羅臼町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署 : 羅臼町産業創生課

所在地 : 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

電話番号 : 0153-87-2126

F A X 番号 : 0153-87-2916

メールアドレス : shirayanagi.masataka.21@rausu-town.jp

目 次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域.....	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針.....	1
(1) 被害の現状（令和6年度）.....	1
(2) 被害の傾向 ※別紙1 鳥獣被害分布図参照.....	3
(3) 被害の軽減目標.....	4
(4) 従来講じてきた被害防止対策.....	4
(5) 今後の取組方針.....	7
3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項.....	9
(1) 対象鳥獣の捕獲体制.....	9
(2) その他捕獲に関する取り組み.....	9
(3) 対象鳥獣の捕獲計画 ※別紙2 エゾシカ捕獲実施予定区域図参照.....	10
(4) 許可権限移譲事項.....	11
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項.....	12
(1) 侵入防止柵の整備計画.....	12
(2) その他被害防止に関する取組.....	12
5. 被害防止施策の実施体制に関する事項 ※別紙3 被害防止協議会と関係機関の連携体制参照..	13
(1) 被害防止対策協議会に関する事項.....	13
(2) 関係機関に関する事項.....	13
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項.....	14
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項.....	14
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項.....	14
7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項.....	14
鳥獣被害分布図.....	15
エゾシカ捕獲実施予定区域図.....	16
被害防止対策協議会及び関係機関の連携体制.....	17

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	エゾシカ、ヒグマ、トド、アザラシ類、オオセグロカモメ、アライグマ、キタキツネ、エゾタヌキ
計 画 期 間	令和8年度～令和10年度
対 象 地 域	羅臼町一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被 害 の 現 状	
	品 目	被 害 数 値
エゾシカ	牧草	被害額 18,650 千円
		被害面積 130 ha
	昆布	被害額、面積不明。 干場の清掃作業の負担。
	交通事故（疑い含む）	被害額 不明 円
		被害件数 53 件 （うち8件は羅臼町で対応した疑いを含む件数。）
庭木、花壇、家庭菜園	周囲を網で囲まなければ全滅する。	
ヒグマ	水産加工場への出没	被害額 なし
		被害件数 0 件
	漁業番屋等の周辺への出没	被害額 不明
		被害件数 7 件
	人家周辺への出没	被害額 不明
		被害件数 46 件
トド（アザラシ類含む）	サケ、イカ、マダラ、スケトウダラ、タコ	被害額 47,964 千円
		被害数量 352 t
	漁具	被害額 24,080 千円
		被害件数 373 件
オオセグロカモメ	加工場や倉庫、人家の屋根	被害額 不明
		被害面積 不明
アライグマ	無し	被害額 0 千円
		被害面積 0 ha

キタキツネ	水産加工品	被害額、件数不明 生産ライン停止による加工場内消毒対応等の衛生管理の負担
エゾタヌキ	水産加工品	被害額、件数不明 生産ライン停止による加工場内消毒対応等の衛生管理の負担

(2) 被害の傾向 ※別紙1 鳥獣被害分布図参照

エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・知床半島全体では、令和6年に環境省事業で実施された航空カウント調査により、最低でも1,290頭は生息していると推定されているが、見落としもあるため、正確な頭数は不明であり、羅臼町内の生息数についても不明である。 ・被害は年間を通して町内全域で発生している。 ・その内容は、主に酪農地域における牧草の食害が大部分を占めるが、市街地や道路周辺への出没も顕著で、庭木や花壇、家庭菜園の食害がひどく、交通事故発生率も高い水準となっている。 ・エゾシカが市街地や道路、海岸を闊歩しており、産業活動や住民生活等の様々な面で支障をきたしている。 ・令和3年にはオス成獣による人身事故が1件発生している。
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・知床半島全体では、令和6年度末時点で約300頭が生息していると推定されているが詳細は不明。 ・12月中旬～3月中旬の冬眠期間を除いて出没の恐れがあるが、一般的には4月～11月の出没が多い。 ・羅臼町は人家のすぐ裏までヒグマの生息する森林がせまっているため、町内全域でヒグマが出没する。 ・人身事故の恐れがあり、産業活動や住民生活等の様々な面で支障をきたす。過去には、番屋や水産加工場等の建物内に押し入った例のほか、出没が夜間だったため警察官職務執行法による警察からの発砲命令を受けて実施した捕獲や、通勤・通学時間帯に市街地を横断した例もある。 ・平成30年には飼い犬の被害が1件(2頭)及び野外飼育のヤギの被害が1件(1頭)発生している。 ・令和元年には飼い犬の被害が3件(3頭)発生している。 ・令和3年には飼い犬の被害が1件(3頭)発生している。
トド(アザラシ類含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・例年11月～6月頃に羅臼沖に来遊し、定置網や刺網で捕獲した魚類等を食い荒らし漁具にも被害を与える。 ・来遊数は百数十頭レベルと思われるが詳細は不明である。 ・トドかアザラシ類か被害区別が困難である。被害額は一時減少傾向にあったが、増加傾向に転じている。。
オオセグロカモメ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域に生息しているが、生息数は不明。 ・5月～8月にかけて加工場や倉庫、人家の屋根に営巣し、糞や騒音など衛生面で環境悪化を招いている。
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年に町内河川への出没を確認された後、しばらく目撃されていなかったが、環境省事業により平成20年以降撮影され町内への侵入が再度確認されている。 ・平成23年度には酪農地区で飼料の食害があり1頭が捕獲されている。 ・平成28年10月に知床半島の赤岩地区において環境省事業で設置した自動撮影カメラで撮影され、知床半島先端部への侵入が確認されている。 ・町内での生息数は不明であるが生態系への悪影響が懸念されている。
キタキツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域に生息しているが、生息数は不明。 ・通年出没しているが、特に5月～11月に出没が多い。 ・平成28年には買い物袋を狙って人身被害が発生している。 ・平成30年には水産加工場内に進入し、資材や原魚が荒らされ、衛生管理上、資材等を廃棄処分している。
エゾタヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域に生息しているが、生息数は不明。 ・通年出没しているが、特に6月～12月に出没が多い。 ・令和元年には、民家の花壇を住处とするため複数の穴を掘っている。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)	備考
エゾシカによる農業被害	被害額	18,650 千円	13,000 千円	
	被害面積	130 ha	90 ha	
エゾシカによる交通事故(疑い含む)	被害額	不明	不明	羅臼町 対応件数
	被害件数	0 件	0 件	
ヒグマによる人身事故		0 件	0 件	
トド(アザラシ類含む)による漁業被害	被害額	47,964 千円	33,575 千円	
	被害数量	352 t	246 t	
オオセグロカモメによる屋根上の卵の撤去		64 個	100 個	
アライグマ	被害額	0 千円	0 千円	
	被害面積	0 ha	0 ha	
キタキツネ	被害額	不明	不明	
	被害件数	不明	不明	
エゾタヌキ	被害額	不明	不明	
	被害件数	不明	不明	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止特措法に基づき、平成20年に羅臼町鳥獣被害対策実施隊を設置、隊員を羅臼町職員、(公財)知床財団職員、猟友会中標津支部羅臼部会の会員から任命。(令和6年現在町職員4名、非常勤職員21名(知床財団5名、猟友会16名)) <p>【ハンターの育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 羅臼町鳥獣被害防止協議会事業により、平成20年から22年にハンター資格所有者を4名育成。(うち町職員1名) 有害捕獲実施時、熟練ハンターからの実地指導により、若手ハンターの技術向上を図っている。 令和6年に新人を対象とした大型獣類捕獲射撃技術向上研修を実施。(講師含め7名参加) 	<p>【ハンターの育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狩猟の魅力の低下、銃猟においては、銃所持手続きの煩雑さから、狩猟を志す者の減少、猟友会員の高齢化及びエゾシカ、ヒグマ対策の人材不足に繋がっている。

	<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春季、秋季及び冬季ともに鳥獣被害防止協議会主体で、計 20 回程度、猟銃による有害捕獲を実施。また、冬季については、一斉捕獲（一部牧草誘引）を実施。 ・平成 24 年度より、上記の捕獲個体は、利活用事業者に引き渡している（ただし、令和 2 年度から事業規模縮小により休止状態）。 ・猟銃の使用できない市街地において吹矢による捕獲も実施。 ・捕獲奨励金制度により報償金を交付。 （制度の内容） 捕獲報償金：3,000 円/頭（メスに限る） ・通年で、交通事故で負傷した個体や家や庭の囲い網に羅網した個体の安楽殺処置。 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町広報等により生ゴミ、加工残渣管理徹底（野外放置しないことなど）を普及・啓発。 ・出没時は知床財団及び町の連携により、花火弾、ゴム弾、轟音玉を用いて追い払いを実施。 ・追い払い効果の無い個体や市街地への接近など人身被害の恐れのある問題個体は、猟友会を中心に知床財団及び町と連携して駆除。 ・銃器での対応が難しい問題個体で夜間に出没を繰り返す個体については、道の捕獲許可を受けて箱わなを設置し捕獲を実施。 	<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や道路周辺、鳥獣保護区など積極的に捕獲できない場所に多く生息している。また、交通事故等の発生が懸念される。 ・狩猟や有害捕獲による捕獲がより進むよう狩猟規制の緩和を要望するとともに、有害捕獲の方法として、市街地や道路周辺等における猟銃を用いない捕獲の技術的開発が必要である。 ・処理施設等がないため、利活用困難な捕獲個体が増加するほど町外への運搬や処理費がかさむ構造になっており、捕獲個体の処理体制の構築が急務である。 ・希少猛禽類の営巣期に配慮した対策を行う必要がある。（狩猟期間や有害捕獲実施場所など） <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマの生息域と人間の生活圏が隣接しているため、人家裏での目撃や道路横断による漁業番屋周辺への出没が多く、精神的な不安や生産活動の停止、旅行者の不用意な接近などが問題視されている。
	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【トド、アザラシ類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羅臼漁業協同組合が申請し許可を得て実施。 ・トドについては、北海道連合海区漁業調整委員会が定めた捕獲頭数枠内（令和 6 年度は 31 頭）で地元ハンターによる有害捕獲を実施している。 ※根室海域の捕獲枠が 31 頭で、その内、羅臼町 21 頭、標津町 10 頭の捕獲枠としている。 ・トドの捕獲個体は捕獲実施の際の目撃頭数等の情報とともに調査研究団体に検体を提供。 <p>【オオセグロカモメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根上の卵と雛の有害捕獲と巣の撤去を実施。 	<p>【トド、アザラシ類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を発生させる個体を特定することは難しい。 ・被害状況が数値化されているが、漁業者からの報告が無いこともあり正確では無い。 ・被害防止の対策をとるのが容易ではない。 ・トド（アザラシ類）を捕獲できる熟練ハンターは 1 名しかおらず、人材の育成が急務である。 <p>【オオセグロカモメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家屋根へ営巣させない手法が不明である。

	<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に酪農地区において 1 頭の捕獲があった。また翌年も目撃情報が寄せられたため、環境省と協力し、箱わな及び自動撮影カメラを設置した。（捕獲は無し） 環境省事業によるアライグマ目撃情報を呼びかけるチラシの配布に町の広報を活用し協力している。 平成 24 年度から特定外来生物防除申請し確認を受けている。（令和 3 年度～令和 13 年度） 	<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜行性のため、実態が把握されにくい。
	<p>【キタキツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 箱わなによる捕獲を実施。 	<p>【キタキツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 箱わなによる捕獲効率が悪い。 当該個体を捕獲後、他個体が侵入するため捕獲作業の労力がかかる。
	<p>【エゾタヌキ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 箱わなによる捕獲を実施。 	<p>【エゾタヌキ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜行性のため、実態が把握されにくい。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ダイキン工業（株）からの寄付により町内に設置した電気柵の適切な維持管理や町内会主導による草刈を継続実施することによるヒグマ出没抑制。 峯浜酪農地域では、交付金事業で整備した電気柵の適切な運用により、エゾシカからの牧草食害を軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵の維持管理にかかる費用が大きい。 市街地以南では、設置費用や、維持管理の問題から延伸の計画ができない。

(5) 今後の取組方針

《背景》

- ・羅臼町は斜里町とともに、生態系及び生物多様性が高く評価された世界自然遺産「知床」を構成している。
- ・ヒグマの高密度生息地であり、絶滅危惧種であるトド等も来遊するなど、優れた自然環境を有しているが、反面、それら野生動物と人との軋轢が生じている。
- ・特にエゾシカ等の増えすぎた野生動物は、生態系へ悪影響を与える恐れもあり、世界遺産地域では、国による個体数調整も行われている。

《取組基本方針》

- ・これら背景を踏まえ羅臼町の鳥獣被害防止対策としては、野生鳥獣と人間の共存に配慮した対策を進めることを基本的な方針とし、次の対策を実施する。

【エゾシカ】

予防原則により国が世界遺産地域内の個体数調整を実施することから、町は世界遺産地域外において捕獲を実施し、生息数の減少を目指す。

- ① 狩猟免許所有者の育成
- ② 猟銃を用いた緊急捕獲及び一斉捕獲の実施
- ③ 麻酔薬を用いた市街地での捕獲
- ④ くくり罠等銃猟以外による捕獲の検討
- ⑤ 侵入防止柵の適切な維持管理と追加導入の検討
- ⑥ 捕獲個体の有効活用の検討
- ⑦ 牧草地における被害状況調査の実施

【ヒグマ】

適正な生息数を維持するため、知床半島ヒグマ管理計画に基づいた出没抑制対策や捕獲を実施していく。特に問題個体については、確実な捕獲を目指す。なお、これらの対策は、隣接する町や北海道・国で構成されているヒグマ対策連絡会議等を通じて連携して進める。

- ① 花火弾やゴム弾、轟音玉を用いた追い払いの実施
- ② 問題個体の捕獲の実施（猟銃、箱わな）
- ③ 住民及び旅行者への生態等の普及啓発の実施
- ④ 侵入防止柵の適切な維持管理と未設置区域への新規導入検討
- ⑤ 町内公共施設におけるヒグマ対策設備等導入の推進
- ⑥ 市街地（住宅地）侵入の導線となる藪刈払いの実施

【トド、アザラシ類】

トドやアザラシの一部が絶滅危惧種に指定されていることについて留意し、当面は漁業被害を防ぐ最小限の捕獲等を実施する。なお、明らかにアザラシ類によるものと考えられる被害の状況が把握できておらず、出現も減少していることから、当面はトドのみを捕獲対象とする。

- ① 地元ハンターによる捕獲の実施
- ② 威嚇弾による追い払い実施の検討
- ③ 被害状況調査の実施の検討
- ④ 被害防除策の検討

【オオセグロカモメ】

産業への大きな被害は発生していないが、屋根上での騒音や糞等による衛生面での生活環境被害防止のため、従来からの対策を実施する。

- ① 家屋屋根に限った卵・雛の捕獲及び巣の撤去
- ② 負傷した成鳥及び幼鳥の安楽殺処置。
- ③ 屋根営巣の調査の検討

【アライグマ】

国等との連携により被害や生息数の拡大、希少鳥類への被害を未然に防ぐ対策を実施する。

- ① 特定外来生物防除計画に沿って防除対策等を実施する。

【キタキツネ】

生態系への影響が懸念されていることから、積極的な捕獲は行わない。ただし、人身被害、産業被害、財産被害が発生した場合や発生する可能性が高い場合については捕獲を実施する。

- ① 住宅敷地及び水産加工場や昆布干場に出没した個体の捕獲

【エゾタヌキ】

生態系への影響が懸念されていることから、積極的な捕獲は行わない。ただし、人身被害、産業被害、財産被害が発生した場合や発生する可能性が高い場合については捕獲を実施する。

- ① 住宅敷地及び水産加工場や昆布干場に出没した個体の捕獲

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【羅臼町鳥獣被害対策実施隊】

平成 20 年に羅臼町鳥獣被害防止協議会を設立。協議会構成機関・団体の構成員である羅臼町職員、（公財）知床財団羅臼地区職員、北海道猟友会中標津支部羅臼部会会員を羅臼町鳥獣被害対策実施隊隊員に指名、または任命し、この中から鳥獣の種類や捕獲方法等により個別に従事者を選抜。

また、北海道猟友会中標津支部羅臼部会会員を対象鳥獣捕獲員に指名している。

【エゾシカ、ヒグマ】

- ・羅臼町が（公財）知床財団に対しヒグマの追い払いや痕跡調査等の初期対応などについて年間委託契約を締結。
- ・羅臼町が北海道猟友会中標津支部羅臼部会に対し、出動体制整備のため年間委託契約を締結。
- ・春季、秋季及び冬季における猟銃によるエゾシカ有害捕獲回数：20 回程度／年
- ・24 時間通報体制の構築と周知（羅臼町が窓口）

【トド（アザラシ類）】

- ・羅臼漁業協同組合が地元ハンターを捕獲従事者として依頼。

【オオセグロカモメ】

- ・羅臼町職員及び捕獲許可を得た業者が出動し手捕により対応。

【アライグマ】

- ・確認情報に基づき捕獲檻設置などの対策を講ずる。
- ・環境省が希少鳥類の保護のためアライグマ侵入状況調査を実施しており、その際に自動撮影装置の設置と捕獲檻を設置している。

【キタキツネ】

- ・羅臼町職員が出動し、箱わなによる捕獲で対応。

【エゾタヌキ】

- ・羅臼町職員が出動し、箱わなによる捕獲で対応。

【捕獲報酬及び報償金の交付】

（羅臼町支給分）

- ・ヒグマ 報酬 6,000 円/回（ただし日額）
- ・エゾシカ 報償金 3,000 円/頭（メスに限る）
- ・キタキツネ 報償金 3,000 円/頭

（羅臼漁協支給分）

- ・トド 報償金 捕獲時 65,300 円/回（水産庁事業）※最大 21 回
追い払い時 24,490 円/回（水産庁事業）※最大 81 回

(2) その他捕獲に関する取り組み

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわなでの捕獲（必要に応じて） ・麻酔銃を用いた捕獲の実施（市街中心部出沒時）
令和 9 年度	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわなでの捕獲（必要に応じて） ・麻酔銃を用いた捕獲の実施（市街中心部出沒時）
令和 10 年度	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわなでの捕獲（必要に応じて） ・麻酔銃を用いた捕獲の実施（市街中心部出沒時）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方		
<p>【エゾシカ】 ※別紙2 エゾシカ捕獲実施予定区域図参照</p> <p>環境省の調査により、知床半島全体では最低でも 1,290 頭が生息していると推定されている。ただし、見落としもあるため羅臼町市街地周辺や道路周辺への出没個体群の母数は 500 頭程度との仮定で捕獲計画を設定して当面支障がないものと思われる。エゾシカの自然増加率は概ね 20% 以上見込まれるので、毎年少なくとも 100 頭以上捕獲しなければ増加する。</p> <p>現在、狩猟による捕獲は 100 頭前後である。狩猟者人口が減少している、一方で、警戒心が高く捕獲困難な個体が増加していることを想定し年間平均 100 頭とする。個体数調整（被害防止のための有害捕獲）では、猟銃・罠などの効果的な方法で捕獲することとし、交通事故で負傷した個体や庭を囲う網へ絡まった個体についても、住民の放獣希望や試験的な放獣等以外は、自然復帰をせず捕獲する。</p> <p>令和 8 年度以降は、狩猟と個体数調整で年間 300 頭の捕獲を目標とし、生息数の減少を図る。</p>		
<p>【ヒグマ】</p> <p>追払い等非致命的な対応方針となる場合もあるため捕獲目標数は定めない。ただし、繰り返し出没する個体や隣接地を含む市街（住宅）地に出没するなど、人身事故の恐れの高い個体は躊躇せず捕獲する。なお、知床半島ヒグマ管理計画でメスの人為的死亡頭数の目安が設定されていることから、メスの捕獲頭数はこの設定数に留意する。</p>		
<p>【トド、アザラシ類】</p> <p>トドは北海道連合海区漁業調整委員会による捕獲枠内（令和 8 年度は根室管内 31 頭のうち羅臼町 21 頭）とする。</p> <p>アザラシ類については、出現状況が減少しており、近年の被害状況が明確にアザラシ類を含んでいるか把握出来ていないことから当面捕獲対象から外す。</p>		
<p>【オオセグロカモメ】</p> <p>町内での生息状況が不明なため捕獲目標頭数は定めないが、家屋等の屋根上に限り卵及び雛の捕獲、巣の撤去を行う。</p>		
<p>【アライグマ】</p> <p>町内での生息状況が不明なため捕獲目標頭数は定めないが、外来生物法が定める特定外来生物であるため、確認された場合は積極的に捕獲する。</p>		
<p>【キタキツネ】</p> <p>町内での生息状況が不明なため捕獲目標頭数は定めないが、水産加工場や昆布干場に出没した個体及び出没可能性が高い個体に限り捕獲する。</p>		
<p>【エゾタヌキ】</p> <p>町内での生息状況が不明なため捕獲目標頭数は定めないが、水産加工場や昆布干場に出没した個体及び出没可能性が高い個体に限り捕獲する。</p>		

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度

エゾシカ	狩猟 100 頭 駆除 200 頭	狩猟 100 頭 駆除 200 頭	狩猟 100 頭 駆除 200 頭
------	----------------------	----------------------	----------------------

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>狩猟による捕獲（10月中旬～1月）</u> 鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を北海道が策定しており、北海道独自の狩猟規制強化や緩和がなされている。この狩猟可能区域や狩猟期間等の規制内容について、出来るだけ多くのエゾシカ捕獲が行われるよう、狩猟者等の関係者と協議しながら北海道に要望する。 ・<u>猟銃による捕獲（春季、秋季及び冬季を中心に年間）</u> 春季(5月～6月)は、酪農地区の牧草の新芽を食べる被害が発生していることから酪農地区を中心に町内一円で流し猟による有害捕獲を実施する。 秋季(8月～10月上旬)は、繁殖期を迎え、群れで行動することが多くなり効率的な捕獲が可能となることから、酪農地区を中心に町内一円で流し猟による有害捕獲を実施する。 冬季(2月～3月)は積雪量が少なく笹が露出している海岸部にエゾシカが集まる。この時期に巻き狩りによる一斉捕獲を実施し、効率的に生息数の減少を図る。捕獲場所は、特に狩猟による捕獲が行われない鳥獣保護区を重点的に実施する。 この他の期間も状況に応じて実施する。 ・<u>麻酔薬による捕獲（通年）</u> 民家の囲い網に絡まった個体や交通事故により負傷した個体、市街地中心部へ出沒する個体などの捕獲には猟銃が使用できないため、麻酔薬を用い麻酔銃や吹矢での捕獲を積極的に行う。 ・<u>罟等による捕獲（通年）</u> 市街地等に出沒するエゾシカの捕獲方法として、麻酔薬による捕獲が技術的に確立しているが、麻酔薬が高価で人手も多くかかることが欠点である。これに代わる捕獲方法として、くくりわなの導入を図り、くくりわな使用可能時に活用する。 <p>【その他の野生鳥獣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況や過年度の捕獲実績に基づき取り組む。

(4) 許可権限移譲事項

対 象 区 域	対 象 鳥 獣
町内全域 (国及び北海道指定の鳥獣保護区を除く)	エゾシカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対 象 鳥 獣	整 備 内 容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
なし	なし	なし	なし

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度 ↓ 令和10年度	エゾシカ ヒグマ	<p>【捕獲体制の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規ハンター確保に向けた取組み及び育成の実施。 ・ハンター資格所持者への助成。 ・熟練ハンターから若手への取扱研修の実施。 <p>【追い払い体制の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い用猟銃取り扱いに関する研修の実施。 <p>【啓発普及活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマを引き寄せないため草刈や生ゴミ、農水産物残渣の管理の徹底について啓発。(町広報) <p>【わな猟免許更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わな猟免許所持職員の更新に係る費用助成。
	オオセグ ロカモメ	<p>【啓発普及活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ・農水産物残渣の管理の徹底について啓発。(町広報)

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項 ※別紙3 被害防止協議会と関係機関の連携体制参照

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	羅臼町鳥獣被害防止協議会
構成機関の名称	役 割
羅臼町	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止対策全体の統括 ・協議会構成団体の連絡調整 ・協議会への財政支援（負担金支出） ・鳥獣被害防止計画の策定・変更 ・鳥獣被害対策実施隊の編成 ・対象鳥獣捕獲員への連絡調整(猟友会羅臼部会に委託) ・エゾシカ・ヒグマの捕獲許可申請事務 ・エゾシカ捕獲（知床財団に一部委託、対象鳥獣捕獲員へ報償費支給） ・ヒグマ追払い（（公財）知床財団に一部委託） ・ヒグマ捕獲（対象鳥獣捕獲員に報酬支給） ・ヒグマ誘引物の除去、住民への普及啓発
北海道森林管理局根釧東部森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林周辺及び林内での捕獲に関する調整と承認手続き ・捕獲予定がある国有林周辺の林道除雪の実施 ・協議会への財政支援（負担金支出）
羅臼漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業被害の把握 ・トド（必要に応じアザラシ類）の捕獲許可申請事務
峯浜地区酪農集落	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害の把握
北海道猟友会中標津支部羅臼部会	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣捕獲員の統括、連絡調整（町から受託） ・猟銃による捕獲の事前調査・作戦立案・指揮・用具準備（町から受託）
（公財） 知床財団	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に出没したエゾシカの捕獲（町から受託） ・ヒグマ追払い（町から受託） ・エゾシカ、ヒグマ等の調査研究 ・専門家の見地からのアドバイス ・住民、観光客等への普及啓発
（株）知床エゾシカファーム	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲したエゾシカの運搬、利活用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
環境省羅臼自然保護官事務所	国指定知床鳥獣保護区の管理（捕獲許可等）
北海道根室振興局農務課	鳥獣被害防止総合対策事業の指導
北海道根室振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
中標津警察署羅臼駐在所 中標津警察署麻布駐在所	住民の安全の確保（ヒグマ対応等）

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・羅臼町鳥獣被害対策実施隊を平成20年9月に設置。
- ・羅臼町鳥獣被害防止協議会の構成員により編成される。
- ・羅臼町職員及び北海道猟友会中標津支部羅臼部会、その他鳥獣被害対策に積極的に取り組む者を任命し、羅臼町職員以外を非常勤職員とする。
設立時：23名（羅臼町職員7名、猟友会羅臼部会11名、（公財）知床財団5名）
- ・羅臼町が行うエゾシカ及びヒグマ捕獲に参加。（通年）
- ・協議会が行うエゾシカの一斉捕獲など捕獲活動に参加。（約20回程度/年）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

羅臼町においては、組織や方法を含め様々な形の被害対策が実施されていることから、対策ごとに適切な実施体制を構築すべく十分な協議を行う。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】

エゾシカの捕獲個体は出来るだけ利活用する。利活用にあたっては、(株)知床エゾシカファームと連携し、北海道の「エゾシカ衛生処理マニュアル」に沿った安全で高品質の鹿肉として利活用することを原則とし、地域の新たな産業の発展を図ることで行政の処理コストの削減を図る。利活用の困難な個体（交通事故での死亡等）は羅臼清掃センターに設置する一時保管冷蔵庫で保管し、定期的に町外の民間廃棄物処理場に運搬し処理（焼却）を委託する。

【ヒグマ】

ヒグマの捕獲個体は（公財）知床財団が調査・計測の後、試料採取を実施し、北海道立総合研究機構等の研究機関に送付する。他の部位について利活用可能な場合は捕獲者（ハンター）が個人的に利用し、それ以外は清掃センターに設置する一時保管冷蔵庫で保管し、町外の民間廃棄物処理場に運搬し処理（焼却）を委託する。

【トド（アザラシ類）】

トドの捕獲個体は出来るだけ研究機関へ検体として提供し、検体として不要な部位については捕獲者（ハンター）が個人的に利用する。

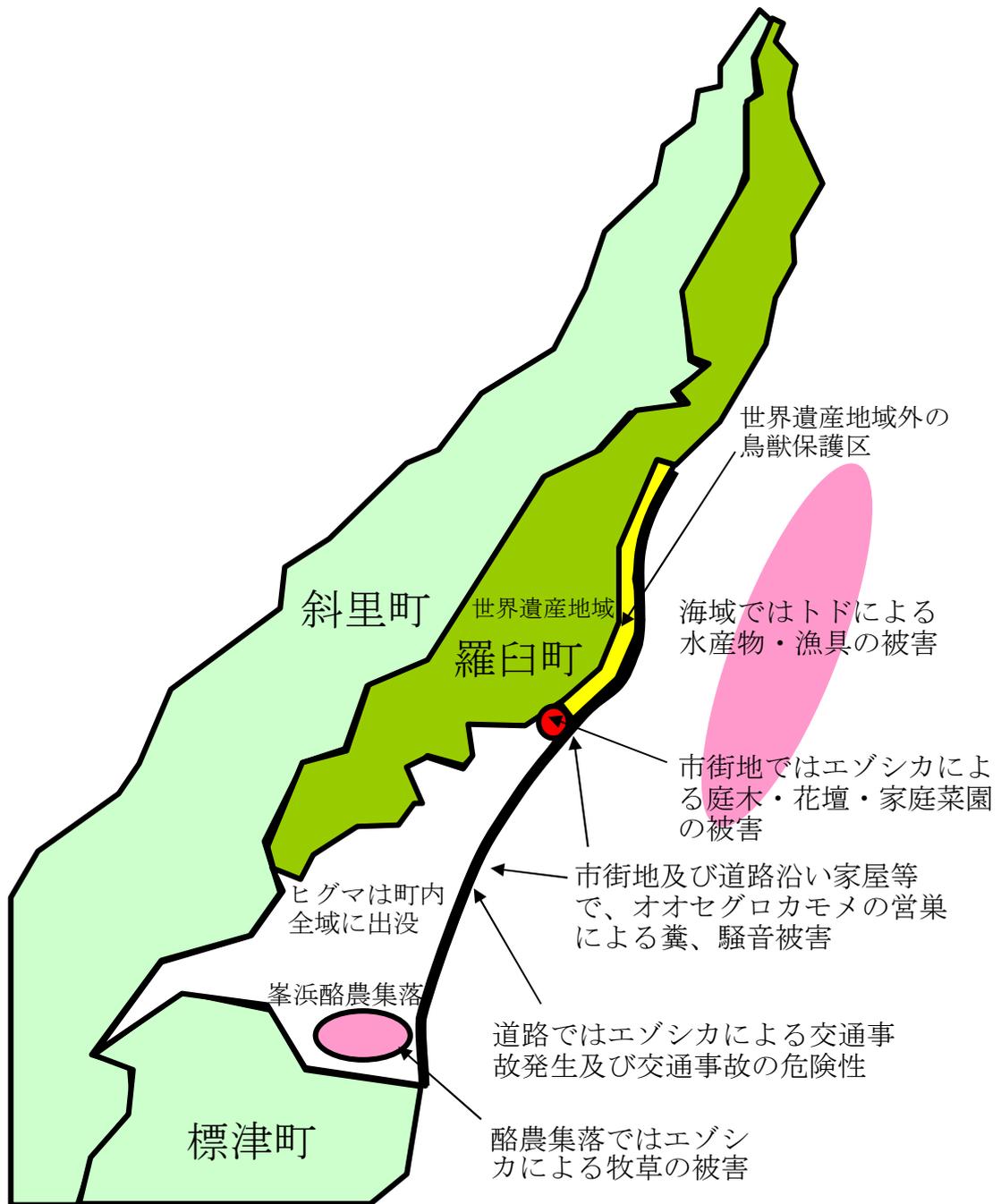
【その他鳥獣】

調査研究機関に必要とされる場合は検体として提供し、不要な場合は一般廃棄物として羅臼町が処理する。

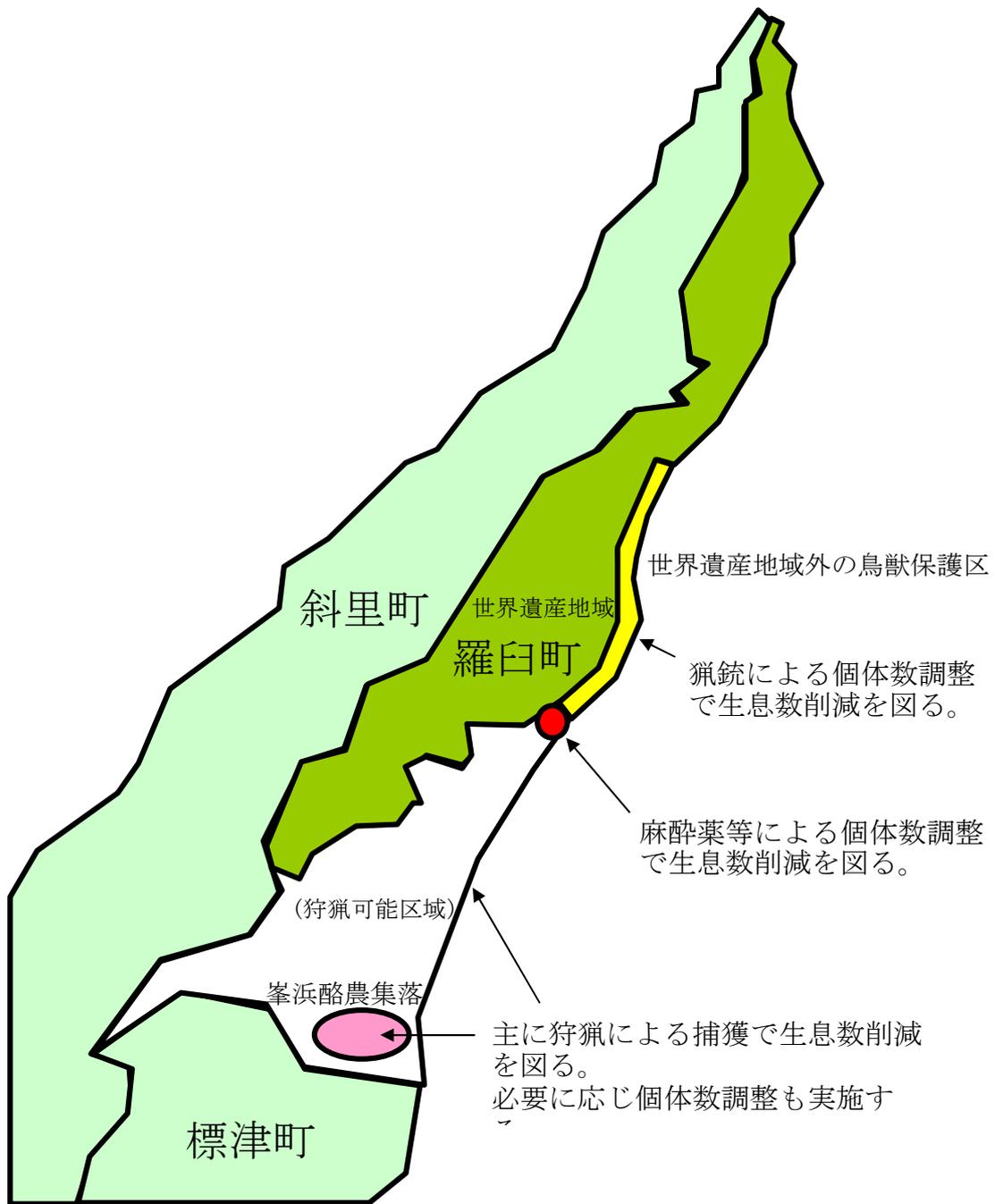
7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

鳥獣被害分布図



エゾシカ捕獲実施予定区域図



被害防止対策協議会及び関係機関の連携体制

